

指定管理者制度導入に伴い、中原市民館の

施設利用料の支払方法が変更になります

ご理解のほどよろしくお願いいたします

これまで
(～令和7年3月利用分)

支払方法

口座振替払い
納入通知書払い

支払期限

施設利用日の翌月末

これから
(令和7年4月利用分～)

支払方法

市民館受付にて、
現金またはキャッシュレス決済

支払期限

予約確定から利用日の開始前まで
受付時間：8:45～20:30

※追加付帯は利用終了時に支払い

- ・利用日が4月1日の場合は当日支払いのみ、
利用日が4月2日以降の場合は4月1日より
事前払いになります。

減免について

これまでどおり、川崎市教育委員会に登録済の団体等の皆さまは減免適用になります。

- ・減免申請書にご記入のうえ、**利用日の前日までに**受付にご提出ください。
- ・利用当日の申請はお受けできかねます。

キャンセルについて

- ・定められた期間を過ぎてキャンセルする場合、所定の利用料をお支払いいただきます。
- ・利用料を既にお支払いの場合、還付の手続きをご案内いたします。
- ・還付の金額は、施設の種類やキャンセルされた日によって異なります。
- ・荒天などの「特別な事由」にあたる場合は、利用料を徴収しないこともあります。
その場合は中止届の提出が必要となります。

ご質問やご不明な点がございましたら、
市民館運営準備室にお越しく下さい。


なかはらフューチャーデザイン
パートナーズ

皆さんと手を取り合い、
これまで市民館が築き上げた暮らしと
地域を作る学びを継承し、更なる充実と
発展に向けて運営してまいります。